

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年3月世田谷区規則第34号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「公民権行使等休暇は」の次に「、職員が」を加え、「公の職務の執行」を「裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行前の準備）

2 この規則による改正後の第15条第1項の規定による公民権行使等休暇の取得のために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。